



2025 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ソリトンシステムズ
代表者名 代表取締役社長 鎌田 理
(コード番号：3040 東証プライム)
執行役員経営管理部長 三須 貴夫
(TEL. : 03-5360-3801)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 6 月 16 日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 4,500 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,280 円
(4) 処分総額	5,760,000 円
(5) 処分予定先	当社の従業員 3 名 4,500 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の従業員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、人材のリテンションを向上させることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

本日、当社取締役会により、2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日（以下、「報酬対象期間」という。）に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の従業員 3 名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計 5,760,000 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 4,500 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、下表のとおり、報酬対象期間のうち、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間を本割当株式①（下記 3. ①にて定義される。）に係る「本報酬対象期間①」、2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの期間を本割当株式②（下記 3. ①にて定義される。）に係る「本報酬対象期間②」、2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの期間を本割当株式③（下記 3. ①にて定義される。）に係る「本報酬対象期間③」とします。

本割当株式	報酬対象期間	
本割当株式①	本報酬対象期間①	2025年4月1日～2026年3月31日
本割当株式②	本報酬対象期間②	2026年4月1日～2027年3月31日
本割当株式③	本報酬対象期間③	2027年4月1日～2028年3月31日

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）については、それぞれ下記のと通りの譲渡制限期間（以下、2025年6月16日から2026年3月31日までの期間を「本譲渡制限期間①」、本割当株式のうち本譲渡制限期間①に係るものを「本割当株式①」、2025年6月16日から2027年3月31日までの期間を「本譲渡制限期間②」、本割当株式のうち本譲渡制限期間②に係るものを「本割当株式②」、2025年6月16日から2028年3月31日までの期間を「本譲渡制限期間③」、本割当株式のうち本譲渡制限期間③に係るものを「本割当株式③」という。）において、割当対象者は、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

本割当株式	譲渡制限期間
本割当株式①	2025年6月16日～2026年3月31日
本割当株式②	2025年6月16日～2027年3月31日
本割当株式③	2025年6月16日～2028年3月31日

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本報酬対象期間①～③が満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式①～③のそれぞれ全部を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式①～③のうち、本譲渡制限期間①～③がそれぞれ満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当該それぞれの時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本報酬対象期間①～③中、継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間①～③がそれぞれ満了した時点をもって、当該それぞれの時点において割当対象者が保有する本割当株式①～③のそれぞれの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間①～③が満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、本割当株式①については2025年4月から、本割当株式②については2026年4月から、本割当株式③については2027年4月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数をそれぞれ12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式①～③の数をそれぞれ乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式①～③につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限をそれぞれ解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間①～③中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式①については 2025 年 4 月から、本割当株式②については 2026 年 4 月から、本割当株式③については 2027 年 4 月から当該承認の日を含む月までの月数をそれぞれ 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式①～③の数をそれぞれ乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式①～③につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限をそれぞれ解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025 年 5 月 21 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,280 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上